

流域調節池運転管理業務委託仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

特記仕様書

(適用)

第1条 寝屋川市（以下「発注者」という。）が委託する流域調節池運轉管理業務委託は、この特記仕様書が優先するものとし、受注者はこの仕様書に基づき本業務を遂行するものとする。

(業務概要)

第2条 委託業務の概要は下記の通りである。

- (1) 調節池流入時の施設運轉状況の確認及び排水作業
- (2) 施設各機器の点検・整備
- (3) 施設構内の清掃、整理及び環境整備
- (4) 施設敷地内の草刈、清掃、投棄物等の集積、整理

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は下記のとおりとする。

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(管理施設の概要)

第4条 管理施設は以下の通りである。

- (1) 香里西調節池及び付帯施設（寝屋川市香里西之町26番外）
貯留量 8,000 m³
- (2) 御幸西調節池及び付帯施設（寝屋川市御幸西町7番外）
貯留量 20,000 m³
- (3) 萱島調節池及び付帯施設（寝屋川市萱島南町12番地内）
貯留量 26,000 m³
- (4) 仁和寺調節池及び付帯施設（寝屋川市仁和寺本町3丁目1番外）
貯留量 16,000 m³

2 管理施設の概要は別紙の通りである。

(業務取扱時間)

第5条 業務取扱時間は次の通りとする。

- (1) 保守点検業務
午前9：00～午後5：00

(2) 運転監視業務

必要に応じ随時

(運転監視業務)

第6条 各施設における運転監視業務は、別紙のとおりである。

(保守点検業務)

第7条 各施設における保守点検業務は、別紙のとおりである。

(関係法令の遵守)

第8条 電気工作物、機器設備等の取扱いには、労働安全衛生法等の関係法令に従い、安全に十分注意を払い従事しなければならない。

(労務管理)

第9条 受注者は委託業務の公共的使命が重大である事を念頭に置き、業務に支障をきたさないよう努めなければならない。また、労働基準法及び関係法令を遵守するとともに、労務管理にも万全を期し、従業員の労務管理上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたり必要な有資格者を配置し、また関係法令で定められた責任者の選任、届出を行うものとする。

3 受注者は、日常的に気象情報を収集するなどして、設備の点検を行う体制を整え、雨に関する気象警報や台風、地震等、災害が発生した時は勤務時間外の非常呼び出しに応じる事。

(業務計画書)

第10条 受注者は、契約後速やかに業務計画書を提出するものとし、その内容については、次の事項とする。

(1) 運転監視業務計画

(2) 保守点検業務計画

(3) 作業従事者名簿

(5) 緊急連絡体制

(6) その他必要と思われること

(業務報告)

第 11 条 受注者が行う委託業務にかかる施設の運転及び点検整備の結果について、その記録を毎翌月初めに提出し、報告をするものとする。

2 前記の保守点検の結果、機械設備その他異常を認めたときは、直ちに発注者に連絡しその措置について打合せを行い指示に従わなければならない。

(支給品)

第 12 条 施設の運営上必要な燃料・光熱水等は発注者が支給するが、その受渡し及び取扱いについては、発注者の指示に従うものとする。

2 保守点検業務に必要な工具、測定器具及び消耗品類については、受注者の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第 13 条 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

(見積参考資料)

第 15 条 本資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考を示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため履行方法等業務を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。

本委託業務で採用している見積単価は以下のとおり。

工種	種別	単位	単価（円）	備考
御幸西調節池	消防設備点検	式	24,000	第 2 号費内訳表
萱島調節池	消防設備点検		24,000	第 3 号費内訳表
仁和寺調節池	消防設備点検		24,000	第 4 号費内訳表

別 紙

各調節池にかかる運転管理業務

●香里西調節池にかかる運転管理業務

(管理施設の概要)

第4条(1)関係

(1)	排水ポンプ	$\phi 150 \times 2.78 \text{ m}^3/\text{min} \times 7.2\text{m}$	2 台
(2)	排水ポンプ	$\phi 100 \times 1.00 \text{ m}^3/\text{min} \times 14 \text{ m}$	1 台
(3)	電動ゲート		1 門
(4)	水位計		2 台
(5)	電気設備	制御盤、照明引込計器盤 動力引込盤、水位計盤	1 式
(6)	その他付帯施設		1 式

(運転監視業務)

第6条関係

- (1) 施設の異常時や大雨による非常時において、発注者が必要と認める場合は、施設の動作状況の確認を行うものとする。
- (2) 降雨により池内へ流入した場合、発注者の指示により排水運転を行うものとする。
- (3) 年 20 回を見込んでおり、実際業務の増減による清算は行わない。

(保守点検業務)

第7条関係 設備の正常な運転を確保するために必要な業務で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検 1 回、月例点検 11 回、施設の巡回点検 12 回とし、時期は発注者及び受注者と協議の上定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油等のほか、軽微な施設の調査、修繕を含むものとする。

●御幸西調節池にかかる運転管理業務

(管理施設の概要)

第4条(2)関係

(1)	排水ポンプ	$\phi 250 \times 7.0 \text{ m}^3/\text{min} \times 10.5\text{m}$	2 台
		$\phi 300 \times 0.15 \text{ m}^3/\text{min}$	2 台
(2)	1 池取水ゲート	$1200\text{W} \times 1200\text{H} \times 0.27\text{kw}$	1 門
(3)	2 池流入ゲート	$1200\text{W} \times 1200\text{H} \times 5.5\text{kw}$	1 門
(4)	連通ゲート	$1200\text{W} \times 1200\text{H} \times 5.5\text{kw}$	2 門
(5)	フラッシュゲート	$500\text{W} \times 500\text{H} \times 0.2\text{kw}$	9 門
(6)	1 - 1 給気ファン	$32760 \text{ m}^3/\text{H} \times 5.5\text{kw}$	1 台
(7)	1 - 2 給気ファン	$393 \text{ m}^3/\text{H} \times 0.15\text{kw}$	1 台
(8)	2 池給気ファン	$25670 \text{ m}^3/\text{H} \times 5.5\text{kw}$	1 台
(9)	1 池排気ファン	$32760 \text{ m}^3/\text{H} \times 5.5\text{kw}$	1 台
(10)	2 池排気ファン	$25670 \text{ m}^3/\text{H} \times 5.5\text{kw}$	1 台
(11)	水位計		3 台
(12)	電気設備	引込開閉器盤、No.1～No.4 動力盤 低圧配電盤、1 池取水ゲート操作盤 御幸樋門操作盤、監視操作盤	各 1 面
(13)	その他付帯施設		1 式

(運転監視業務)

第6条関係

- (1) 施設の異常時や大雨による非常時において、発注者が必要と認める場合は、施設の動作状況の確認を行うものとする。
- (2) 降雨により池内へ流入した場合、発注者の指示により排水運転を行うものとする。
- (3) 年 20 回を見込んでおり、実際業務の増減による清算は行わない。

(保守点検業務)

第7条関係 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検 1 回、月例点検 11 回、施設の巡回点検 12 回とし、時期

は発注者及び受注者と協議の上定めるものとする。

(2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油等のほか、軽微な施設の調査、修繕を含むものとする。

(3) 消防設備点検 年 2 回

- | | |
|----------------|------|
| ・ 粉末消火器 10 型 | 4 本 |
| ・ 二酸化炭素消火器 7 型 | 1 本 |
| ・ 誘導灯 | 4 箇所 |

●萱島調節池にかかる運転管理業務

(管理施設の概要)

第4条(3)関係

(1)	排水ポンプ	$\phi 300 \times 9.1 \text{ m}^3/\text{min} \times 12\text{m}$	2 台
(2)	流入ゲート	2400×2700	1 門
(3)	フラッシュゲート	500×500	9 門
(4)	連通ゲート	1000×1000	2 門
(5)	脱臭装置	活性炭吸着塔 270 m^3/min	1 基
(6)	脱臭ファン	270 $\text{m}^3/\text{min} \times 1.5\text{kpa} \times 15\text{kw}$	1 基
(7)	換気ファン	1100 $\text{m}^3/\text{min} \times 0.7\text{kpa} \times 30\text{kw}$	1 基
(8)	水位計		3 台
(9)	その他付帯施設		1 式

(運転監視業務)

第6条関係

- (1) 当施設の排水ポンプは自動運転となっているが、降雨により池内への流入が予想される場合や、施設の異常等発注者が必要と認める場合は施設の動作状況の確認を行うものとする。
- (2) 年 20 回を見込んでおり、実際業務の増減による清算は行わない。

(保守点検業務)

第7条関係 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検 1 回、月例点検 11 回、施設の巡回点検 12 回とし、時期は発注者及び受注者と協議の上定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油等のほか、軽微な施設の調査、修繕を含むものとする。
- (3) 消防設備点検 年 2 回
 - ・粉末消火器 10 型 8 本
 - ・誘導灯 6 箇所

●仁和寺調節池にかかる運転管理業務

(管理施設の概要)

第4条(4)関係

(1)	流入ゲート	1350×1350	1 門
(2)	フラッシュゲート	500×500	2 門
(3)	連通ゲート	1000×1000	1 門
(4)	排水ポンプ	φ 250×6.3m ³ /min×12m	2 台
(5)	マンホールポンプ	φ 250×6.6m ³ /min×10m	2 台
(6)	貯留部用給気ファン	670m ³ /min×392Ps×15kW	1 台
(7)	貯留部用排気ファン	670m ³ /min×490Ps×18.5kW	1 台
(8)	換気機械室用給気ファン	330m ³ /min×365Ps×7.5kW	1 台
(9)	換気機械室用排気ファン	330m ³ /min×402Ps×7.5kW	1 台
(10)	電気室用給気ファン	1100m ³ /h×175Ps×0.15kW	1 台
(11)	電気室用排気ファン	1100m ³ /h×175Ps×0.15kW	1 台
(12)	電気室排水ポンプ	φ 25×0.04m ³ /min×9.5m	1 台
(13)	水位計		3 台
(14)	その他付帯施設		1 式

(運転監視業務)

第6条関係

- (1) 当施設の排水ポンプは自動運転となっているが、降雨により池内への流入が予想される場合や、施設の異常等発注者が必要と認める場合は施設の動作状況の確認を行うものとする。
- (2) 年 20 回を見込んでおり、実際業務の増減による清算は行わない。

(保守点検業務)

第7条関係 設備の正常な運転を確保するために必要な作業で、大要は次の通りとする。

- (1) 年次点検 1 回、月例点検 11 回、施設の巡回点検 12 回とし、時期は発注者及び受注者と協議の上定めるものとする。
- (2) 保守点検業務には、常に機器が正常に稼動するよう清掃、防錆、注油等のほか、軽微な施設の調査、修繕を含むものとする。

(3) 消防設備点検 年 2 回

- ・ 粉末消火器 10 型 12 本
- ・ 誘導灯 12 箇所

以上